

4 女性支援対策

〔現況及び施策の方向〕

本県では、昭和31年5月に制定された売春防止法第34条に基づき、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」の保護更生に関する業務を行うための婦人相談所を設置し、婦人相談員を配置して、婦人保護事業を進めてきた。また、平成13年4月に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、同年10月から保護命令制度関係の業務を開始し、さらに平成14年4月からは婦人相談所に配偶者暴力相談支援センターの機能が付与され、被害者に対する相談業務を行っている。本県では、今後必要なDV対策の取組の方向性を示す「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」を令和3年3月に策定し、県民に暴力を認めない意識が浸透し、誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現を目指している。

なお、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月に施行されたことによって、支援対象者は「困難な状況にある女性」となり、婦人相談所は女性相談支援センター、婦人相談員は女性相談支援員と改称された。本県では、これを踏まえた上で、「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を策定し、困難な状況にある女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を、総合的かつ計画的に展開している。

〔事業の内容〕

1 相談体制の整備（予算額 39,070 千円）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、社会生活を営む上で何らかの問題を抱えた女性や暴力被害者などからの相談に応じるため、5か所の県子ども家庭センター（支所を含む）に女性相談支援員計8人を配置し、必要な相談及び指導を行うとともに、女性相談支援センターの機能を有する西部子ども家庭センターでは一時保護を行っている。（昭和31年度創設）

第1表 県子ども家庭センター及び市町女性相談支援員（旧：婦人相談員）の相談受付状況

（単位 件）

区 分	県子ども家庭センター		市女性相談支援員		計	
		うち暴力逃避		うち暴力逃避		うち暴力逃避
令和7年度	3,436	723	4,680	2,502	8,116	3,225
令和6年度	3,074	631	4,441	2,181	7,515	2,812
令和5年度	3,174	690	4,233	2,357	7,406	3,047

（注）市町女性相談支援員欄の件数は、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、熊野町に配置されている市女性相談支援員（計19人）が扱った件数合計 [一部1/2の国庫補助あり]

2 女性自立支援施設（旧：婦人保護施設）への保護委託（予算額 98,559 千円）

施設入所による保護及び自立支援等が必要な者について、女性自立支援施設への委託により、必要な支援を行う。（昭和32年度創設）

第2表 女性自立支援施設への保護委託状況

（単位 人）

区 分	入 所 実 人 員		入 所 延 人 員		年度末現在入所人員	
	支援対象者本人	同伴乳幼児	支援対象者本人	同伴乳幼児	支援対象者本人	同伴乳幼児
令和7年度	15	1	2,613	354	6	1
令和6年度	15	1	1,572	14	6	1
令和5年度	15	2	1,616	299	7	0

（注）広島市及び福山市を含む。

〔負担割合 国1/2、県1/2〕

3 暴力被害女性支援体制整備事業（予算額 32,043 千円）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「配偶者暴力相談支援センター」としての県こども家庭センターの相談・保護・支援体制のより一層の充実を図る。（平成 13 年度創設）

第 3 表 暴力被害女性支援体制整備事業の内容

区 分	事 業 内 容
発生予防・早期対応	○DV・デートDVに関する意識啓発 ○女性相談窓口に関する周知・啓発
発 生 後 の 支 援	○休日・夜間電話相談員の配置 ○通訳の確保 ○女性相談支援員等を対象とした研修等の充実 ○同伴児童対応職員の配置 ○一時保護の実施等 ○一時避難場所を確保する市町への補助 ○被害者移送交通費等 ○人身取引被害者医療費
アフターフォロー	○カウンセリングの実施 ○関係機関連絡会議の開催 ○民間活動団体への補助

〔一部 1/2 の国庫補助あり〕